

困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供等支援事業
受託者募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供等支援事業

(2) 目的

この事業は、困難な問題を抱える若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、居場所の確保及び支援を行う仕組みを構築し、自立の推進に資することを目的とする。

(3) 業務内容

「困難な問題を抱える若年女性への居場所の提供等支援事業 仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約成立時から令和8年3月31日まで

(5) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

2,000千円

2 企画提案の参加要件

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人などのほか、法人格を持たない任意団体を含む、民間団体（以下「NPO等」という。）であること。

株式会社等の民間企業は対象とならない。

- (2) 徳島県内に事務所を有する者であること。

- (3) 公募開始時点で3年以上、困難な問題を抱える女性又はDV被害者の一時的な保護及び自立支援を行った実績があるなど、当該事業を的確に遂行する能力を有すること。

- (4) NPO等及びその代表者が次の事項に該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者。

イ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する団体等適当でないと認められる者でないこと。

ウ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次に該当する者がいる団体

（ア）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（イ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (5) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。

- (6) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当

でない」と認められる者でないこと。

3 企画提案の参加・応募方法

(1) 企画提案書の提出について

次の書類等を作成し、提出すること。

ア 参加表明書（様式第1号）A4判 1部

イ 申込書（様式第2号）A4判 1部

ウ 法人・団体の定款または根本規則のコピー 1部

エ 法人・団体及びその構成員の概要並びに2（3）の実績が分かる書類（様式自由）A4判 5部

オ 企画提案書（様式自由）A4判 5部

カ 委託業務に係る経費の見積書（様式第3号）A4判 5部

(2) 提出期間

・参加表明書 令和7年8月14日（木）午後5時必着

・参加表明書以外の書類 令和7年8月21日（木）午後5時必着

(3) 書類の提出方法

持参（土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）又は送付（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）によること。ただし、送付による場合は書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によること。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県子ども未来部 男女参画・青少年課 男女共同参画担当

電話番号：088-621-2203

ファクシミリ：088-621-2843

電子メール：danjosankakuseisyounenka@pref.tokushima.lg.jp

4 審査及び結果通知

(1) 選定方法

徳島県が別に設置する選定委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を実施し、最優秀提案者を選定する。

(2) 選定委員会日時

日時については後日連絡する。※1提案あたり30分程度を予定。

(3) 審査結果の通知

審査結果は全ての提出者に対し、文書により通知する。ただし、審査の経緯について

は公表しない。

- (4) 選定基準についての質問は受け付けない。また、選定結果に対する異議申立ては受理しない。

5 応募に際しての留意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、失格又は無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要領及び仕様書に適合しない場合
- オ その他不正な行為等があったと県が認めた場合

- (2) その他

- ア 書類の作成は縦版（片面印刷）横書きとすること。ただし、3（1）エ及びオについての様式はA4判片面印刷であれば自由とする。
- イ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- ウ 提出された応募書類の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- エ 提出された応募書類は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- オ 提出された応募書類は、原則返却しない。
- カ 本業務の一部を第三者に再委託することは可能であるが、その場合は事前に県の承諾を得た上で行うこと。
- キ 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまでは契約関係を生じるものではない。
- ク 業務の実施に当たっては、徳島県と十分協議しながら事業を進めるものとする。
- ケ 契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、徳島県に帰属する。
- コ 当要領及び仕様書にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

6 本事業における質疑応答

- (1) 質問の受付期間

令和7年8月1日（金）から令和7年8月8日（金）午後5時

- (2) 質問の提出

当該公募に係る質問は、文書で行うものとし、3（4）まで、書面持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出すること。なお、ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

- (3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。

(4) 質問に対する回答

ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により、すべての応募者に回答する。